

型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習受講申込書

【令和 年 月 日開催分】

※修了証番号

号

受付第

号

ふりがな 氏名		生年月日	昭和 平成	年	月	日
現住所	〒 -					
	連絡先電話： ()					
型枠支保工の組立て等 作業の経験年数	昭和 平成	年	月	から	昭和 平成	年
	令和				令和	年
	(作業経験年数は、申込書作成日の前月までの年数を記入して下さい。)					
受講に必要な学歴	(型枠支保工の組立て等作業の経験が3年以上ある場合は記入の必要ありません)					
所 属	事業所名		TEL	()		
	所在地	〒 -				
事業主証明	上記作業経験に相違ないことを証明いたします。 事業所名 及び所在地 代表者氏名					
	(個人事業主の方が自分で自分の経験を証明することは、宮城労働局の指示により認められておりませんので、 作業経験を承知している元請け又は同業者等より証明を頂いて下さい。)					
講習の一部免除資格 (裏面2による)	該当免除事由を ○ で囲んで下さい。 (A) (B) (C) (D) (E) (F)	建 災 防 宮 城 県 支 部	会 員 ・ 会 員 外 (○で囲んでください)			
	助成金を申請する方は、必要事項を記入した後、 申込書のコピーを撮っておいて下さい。	人 材 開 発 支 援 助 成 金	申 請 す る ・ 申 請 し な い (○で囲んでください)			

上記のとおり申し込みます。

令和 年 月 日

氏 名

(受講者名)

印

建設業労働災害防止協会 宮城県支部長 殿

写 真
(3cm×2.4cm)

1 枚

(1) 写真(3cm×2.4cm)を1枚、右の枠に貼ってください。(修了証の写真になりますので、正面、脱帽、上三分身で撮影された画像の鮮明な写真
をお願いいたします。)

(2) 受講資格、一部免除等については裏面をご覧ください。

【ご記入いただく個人情報について】

- この申込書に記載する氏名、生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入して下さい。
- 本申込書にご記入いただいた個人情報は、技能講習を実施するために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。

※建災防使用欄

実施管理者	受付者

【 型 枠 】

1. 受講資格

- (1) 型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に3年以上従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上型枠支保工の組立て又は解体の作業に従事した経験を有する者
- (3) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系鉄筋コンクリート施工科、建築施工系とび科又は建築仕上系ブロック施工科訓練を修了した者で、その後2年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有する者
- (4) 旧職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平成5年改正省令による改正前の職業能力開発促進法施工規則別表第3の訓練科の欄に掲げる建設科、ブロック建築科又はとび科の訓練(職業訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧職業訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者で、その後2年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有する者
- (5) 職業訓練法(昭和53年改正省令)附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち旧職業訓練法施工規則別表第2の訓練科の欄に掲げる建設科、ブロック建築科又はとび科の訓練を修了した者(旧職業訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧職業訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる建設科、ブロック建築科又はとび科の訓練を修了した者を含む。)で、その後2年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有する者

※ (2)～(5)のいずれかに該当し受講される方は、卒業証明書又は修了証書のコピーを添付して下さい。

2. 講習の一部免除資格

- (A) 受講資格(3)に該当するもの。
- (B) 受講資格(4)に該当するもの。
- (C) 受講資格(5)に該当するもの。
- (D) 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設科又はブロック建築科の訓練(旧職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である能力再開訓練として行われたもの、職業訓練法第10条の準則訓練である能力再開訓練として行われたもの及び旧職業訓練法第8条第1項の能力再開訓練として行われたものを含む)を修了した者
- (E) 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)別表に掲げる検定職種のうち、ブロック建築又はとびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者
- (F) 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる建設科、建築科、建築ブロック科又はとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者

※ 受講科目の一部免除を受けようとする方は、その資格を有することを証明する書面の写しを添付して下さい。